

筑西広域市町村圏事務組合消防の警防に関する規程

平成 11 年 4 月 1 日

消本訓令第 10 号

改正 平成16年 3 月 1 日消本訓令第 2 号 平成20年 3 月14日消本訓令第 7 号
平成23年 9 月15日消本訓令第 3 号 平成29年 3 月17日消本訓令第 4 号

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づき、常時における火災、救助その他の災害（以下「災害等」という。）の警戒並びに鎮圧について必要な事項を定め、もって地域住民の生命、身体及び財産を災害等から守ることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 火災 人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。
- (2) 救助 災害等の事故により生命、身体の危険が切迫し自力で脱出又は避難することが困難な者を安全な場所に救出することをいう。
- (3) その他の災害 火災及び救助以外の災害で、その災害による危害を排除するため、消防隊の活動を必要とする事象をいう。
- (4) 消防活動 災害等の警戒、排除、鎮圧及び人命救助のために行う消防機関の行動の一切をいう。
- (5) 消防隊 消防機械器具を装備した消防吏員によって編成された一隊をいう。
- (6) 救助隊 人命の救助を行うために必要な特別な救助器具を装備した消防隊をいう。
- (7) 署所 消防署、分署及び出張所をいう。
- (8) 鎮圧 火勢が消防隊の制御下に入り、拡大の危険がなくなったと現場の最高指揮者が認定した状態をいう。
- (9) 残火処理 有炎現象が終息した以降において、残り火を点検し、処理することをいう。
- (10) 鎮火 現場の最高指揮者が再燃の恐れがないと認定した状態をいう。
- (11) 警防計画 災害等の被害を最小限度に止めるに必要な事前の計画をいう。
- (12) 指揮本部 消防活動全般を総括する指揮拠点をいう。
- (13) いばらき消防指令センター 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会事務組織規程（平成 27 年協議会規程第 1 号）に規定するいばらき消防指令センターをいう。

(消防活動の基本)

第 3 条 消防活動は人命救助を最優先とし、火災の防御は、被害の軽減を図るため延焼拡大の防止に主力を置くものとする。

(消防の責任)

第 4 条 消防長は、この規程の定めるところにより管内の消防事情の実態を把握し、これに対応する警防体制の確立を図るとともに、消防署長を指揮監督する。

- 2 消防署長は、この規程の定めるところにより、所属職員を指揮監督し、管轄区域の警防対策及び消防隊の有効な運用に万全を期すものとする。
- 3 各級指揮者は、平素から担当する任務に応じて警防事象の把握、消防活動に関する知

識、技能の向上、体力の錬成に努めるとともに、消防隊員を指揮し、有効な消防活動に当たるものとする。

4 消防隊員は、平素から担当する任務に応じて管轄区域の地理水利、建物等（以下「地理水利等」という。）に精通するとともに消防活動に関する知識、技能の向上及び体力の錬成に努めるものとする。

5 管理統制課長は、災害の状況に応じて消防活動に必要な情報を指揮本部長に送信して消防活動を支援しなければならない。

（安全管理の責任）

第5条 安全管理の責任については、筑西広域市町村圏事務組合消防本部安全衛生管理規程（平成11年消本訓令第3号）及び筑西広域市町村圏事務組合消防本部訓練時安全管理要綱（平成11年消本訓令第4号）による。

第2章 部隊の編成

（消防本部）

第6条 消防本部は、消防長以下各課職員をもって災害対策本部を組織するものとする。

2 災害対策本部に本部長、副本部長、総務班、予防班、警防班、管理統制班を置き編成及び各班の任務については、災害対策本部任務分担表（別表第1）のとおりとする。

（署所）

第7条 消防署にあっては中隊編成とし、分署及び出張所にあっては小隊編成とする。火災出動隊にあっては、筑西広域市町村圏事務組合消防本部車両等運用規程（平成11年消本訓令第27号。以下「車両運用規程」という。）に定める各隊が出場する。

（災害対策本部の出場）

第8条 災害対策本部の災害現場への出場は、車両運用規程に定める特命出場の火災又は消防長が必要と認める救急・救助及びその他の災害とする。この場合は第10条に規定する指揮本部を兼ねることができる。

（指揮本部長）

第9条 災害等の現場における消防隊の指揮系統の徹底を図るため、筑西広域市町村圏事務組合消防本部現場指揮要綱（平成23年消本訓令第6号。以下「現場指揮要綱」という。）により指揮本部長を置く。

2 指揮本部長は、現場指揮要綱に基づき現場指揮活動を行う。

（指揮本部の設置）

第10条 指揮本部長は、指揮統制の徹底を図るため災害等の現場に指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部の組織は、現場指揮要綱のとおりとし、その要務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害等の状況把握
- (2) 防御方策の決定
- (3) 消防隊の総合指揮
- (4) 必要資器材の確保
- (5) 現場広報の実施
- (6) その他必要な事項

3 指揮本部を設置した時は、指揮本部である旨の標示をするものとする。

第3章 警防計画

（警防計画の区分）

第11条 警防計画は、本部警防計画及び署警防計画とする。

2 警防計画の作成は、筑西広域市町村圏事務組合消防本部警防計画作成要綱（平成11年消本訓令第21号）に基づき行うものとする。

(本部警防計画)

第 12 条 消防長は、警防力の整備、消防部隊の活動及び運用上必要な事項について計画を作成するものとする。

(署警防計画)

第 13 条 消防署長は、次の計画を別に定めるところにより作成するものとする。

(1) 警防計画

(2) 水利統制計画

(消防長の指示する計画)

第 14 条 消防長は、消防活動上必要があると認める場合は消防署長に警防計画を作成させるものとする。

(消防資料の整備)

第 15 条 関係法令に基づく許可、確認、届出等の事務処理に関しては消防活動上必要な資料を入手若しくは整備に努めるとともに課、係等の密接な連絡をとり関連する事項を検討して警防業務の万全を図るものとする。

(計画等の周知)

第 16 条 消防長及び消防署長は警防計画に関する資料を整備し、その内容を所属職員に周知させなければならない。

(警防計画の管理)

第 17 条 管理統制課長は、第 12 条に規定する警防計画が効率的に運用できるよう研究し、有事に即応できるようにしておかなければならない。

2 消防署長は、第 13 条に規定する警防計画が効率的に運用できるよう研究し、有事に即応できるようにしておかなければならない。

(警防調査)

第 18 条 消防署長は、必要に応じ警防計画を作成した地域、施設、建築物等の現況等について所属職員に調査させるものとする。

2 前項の規定する調査（以下「警防調査」という。）は、次の事項を主眼として行うものとする。

(1) 構造、建築物施設等の現況

(2) 消防用施設等の現況

(3) 火災防御活動時の留意事項

(4) その他必要事項

3 職員は、警防調査で特異事項を発見したときは、速やかに消防署長に報告しなければならない。

4 消防署長は、前項の報告を受けた時は速やかに管理統制課長に報告しなければならない。

(地理水利等調査)

第 19 条 地理水利等の調査を含む警防調査は、筑西広域市町村圏事務組合消防本部水利要綱（平成 11 年消本訓令第 22 号）によるものとする。

第 4 章 訓練及び演習

(訓練の実施)

第 20 条 消防署長は、職員の士気の高揚並びに消防活動に係わる技術の習得及び向上を図り防御を効果的に行うため適時訓練を行うものとする。

(訓練種別)

第 21 条 訓練は次の 10 種とし、その内容は当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 機械器具取扱訓練

機械器具の操作取扱いの習熟向上を図るために行うもの

(2) 出場訓練

定時及び不時出場訓練に区分し、出場準備の迅速確実を期するとともに機器の

調整並びに器具及び着装の点検と出場経路、対象物等把握を図るために毎日行うもの

- (3) 操縦訓練
地理水利等の把握徹底及び消防自動車等の操縦技術の向上を図るため行うもの
 - (4) 放水訓練
水利部署、吸水処置及び送水技術の向上を図るため行うもの
 - (5) 通信訓練
有線、無線通信の用語及び通信機器取扱いの習熟を図るため行うもの
 - (6) 救助訓練
人命救助に必要な各種資器材の活用要領と操作の習熟を図るため行うもの
 - (7) 救急救命訓練
救命に必要な各種資器材の活用要領と操作の習熟及び救急隊のチームワークの向上を図るため行うもの
 - (8) 火災防御訓練
人命の救助、延焼防止等実践的火災防御技術の向上を図るため行うもの
 - (9) 総合訓練
各種訓練により習熟した技術を総合的に実施し、警防技術の向上を図るため行うもの
 - (10) その他の訓練
前各号に掲げる訓練以外の訓練で警防技術の向上を図るため行うもの
- 2 消防署長は、筑西広域市町村圏事務組合消防本部警防訓練技能管理基準により、職員全員の活動能力を把握しなければならない。

(演習の実施)

第 22 条 警防課長、管理統制課長及び消防署長は、訓練の成果を確認し、技術の向上を図るため、災害想定を設定し、総合的な消防演習を計画的に実施するものとする。

2 消防長は、警防上必要があると認める場合は、特定の署所を指定して演習を行わせるものとする。

(演習種別)

第 23 条 消防演習は次の 3 種とし、その内容は当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 警防演習
各種訓練により習熟した技術を効果的に発揮し、総合的な警防技術及び部隊運用技術の向上を図るために行うもの
- (2) 救急救助演習
人命救助の迅速確実を期するため資器材を効果的に活用し、総合的な救急救助技術の向上を図るために行うもの
- (3) 総合防災演習
広域圏内の市町村、地域を指定し関係機関及び住民の参加協力を得て総合的な防災技術の向上を図るために行うもの

第 5 章 特別警戒

(特別警戒)

第 24 条 特別警戒は、災害等の発生のおそれのある場合又は災害等が発生し消防活動が困難な条件下におかれると認める場合に実施するものとし、その種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 非常時特別警戒
- (2) 火災期特別警戒
- (3) 特命特別警戒

(非常時特別警戒)

第 25 条 非常時特別警戒は、次の各号に区分し、消防署長の命により実施するものとする。

- (1) 火災警報発令時特別警戒 火災警報発令時において火災予防の広報及び筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和 48 年条例第 7 号）第 29 条各号に定める制限事項の監視等を行う。
- (2) 異常気象時等特別警戒 大雨洪水警報時等の発令時又は大規模な災害の発生時において相当な被害が予想される区域等を巡回する。

（火災期特別警戒）

第 26 条 火災期特別警戒は、11 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間で、乾燥期及び強風時等において消防署長の命により行うものとする。

2 消防署長は、前項の警戒を行うときは、次に掲げる事項に留意し、計画的に実施するものとする。

- (1) 地理水利等調査の徹底及び水利の確保
- (2) 広報活動等による火災予防の徹底
- (3) その他警防上必要な事項

（特命特別警戒）

第 27 条 特命特別警戒は、消防長が特に警戒の必要があると認める場合に行うものとし、その実施要領については、消防長がその都度定めて消防署長に指示するものとする。

2 圏域内に大規模な災害の発生が予想されるとき又は、大規模な災害が発生した場合には、筑西広域市町村圏事務組合消防本部震災警防規程（平成 11 年消本訓令第 18 号）及び特異災害対応マニュアル（別表第 2-1、第 2-2）による。

第 6 章 消防活動

（火災出場）

第 28 条 消防隊の出場は、次の各号に掲げる要素によりこれらに必要な消防力を予測した車両運用規程に基づく事前計画による。

- (1) 災害通報状況
- (2) 建物構成状況
- (3) 消防部隊の状況
- (4) 地理水利等の状況
- (5) 気象状況

2 消防隊等に対する指令管制は、筑西広域市町村圏事務組合消防本部通信管理運用規程（平成 11 年消本訓令第 11 号）に基づき、管理統制課長がこれを行う。ただし、署所において災害等を覚知したときは、消防署長の命令により出場することができるが、いばらき消防指令センターに出場指令の依頼をするとともに管理統制課長に出場の経緯を速やかに報告するものとする。

（出場種別及び基準）

第 29 条 消防隊の出場種別及び基準は、車両運用規程によるものとする。

（管轄地域及び出場区域）

第 30 条 署の管轄地域は、筑西広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署の設置に関する条例（昭和 48 年条例第 4 号）による。また、出場区域は、車両運用規程による。

2 前項の規定にかかわらず圏域内の災害等で、出場後災害等の発生場所が明らかに出場担当区域外であることが判明した場合においても、特別な事情がない限り防御活動に従事しなければならない。

（特命出場）

第 31 条 特命出場は、消防長が事前計画に係わらず指揮本部長の要請又は必要と認めるときに部隊を指定して出場を命令する。

（相互応援協定等）

第 32 条 消防相互応援出場は次の 5 種とし、その内容は当該各号による。

- (1) 消防組織法第 39 条に基づく、隣接市町村消防相互応援協定（以下「隣接応援協定」という。）による出場

- (2) 消防組織法第 39 条に基づく、茨城県広域消防相互応援協定（以下「県内応援協定」という。）による出場
- (3) 消防組織法第 39 条に基づく、全国消防長会・大規模災害消防応援実施計画（以下「大規模応援計画」という。）による出場
- (4) 消防組織法第 30 条の 2 に基づく、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（以下「航空応援要綱」という。）による出場
- (5) 消防組織法第 44 条に基づく、緊急消防援助隊要綱（以下「緊急援助隊要綱」という。）による出場

（指揮命令の原則）

第 33 条 消防活動は、原則として直属の指揮者の命令により行うものとする。ただし、緊急事態等の発生により指揮命令を受けるいとまがない場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により行った場合には、事後速やかに直属の指揮者に報告しなければならない。

（現場指揮）

第 34 条 災害等の現場における指揮は、現場指揮要綱による。

（現場速報）

第 35 条 災害等の現場に到着した指揮者は、いばらき消防指令センターへ別に定める茨城消防救急無線・指令センター運営協議会消防通信等に関する規程第 16 条に基づき支援情報通信を行い、状況把握後速やかに次に掲げる事項について管理統制課長に報告するものとする。

- (1) 災害等の種別及び状況
- (2) 要救助者の有無及び状況
- (3) 消防隊増強の要否
- (4) 発生地 of 住所及び建物等の業態
- (5) 関係者の住所、氏名、年齢等
- (6) その他必要事項

2 管理統制課長は、上記の報告を受けた時は消防長に報告しなければならない。

（警戒区域の設定）

第 36 条 消防法第 23 条の 2 第 1 項の規定による火災警戒区域の設定は、消防署長又は消防署長の命令を受けた第 9 条及び第 34 条に規定する指揮本部長が行うものとし、同法第 28 条第 1 項の規定による消防警戒区域の設定は、指揮本部長において指示し、その統一を図るものとする。

2 火災警戒区域及び消防警戒区域（以下「警戒区域」という。）の設定は、現場到着した時点から消防活動の終了まで行うものとする。

3 指揮本部長は、消防活動に支障がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず消防活動の終了を待たないで警戒区域の設定を緩和し、又は解除することができる。

（防御線の設定）

第 37 条 指揮本部長は、火災の状況により必要と認めるときは、道路、公園、空地その他の地形、耐火建築物等をもって防御線とし、延焼の阻止に万全を期さなければならない。

（水利の統制）

第 38 条 指揮本部長は、火災防御活動上必要があるときは、消防水利の統制を行い、効率的な水利の運用に努めなければならない。

（鎮圧及び鎮火の決定）

第 39 条 指揮本部長は、火災の鎮圧及び鎮火を認定し、これを決定するものとする。

2 指揮本部長は、前項に規定する決定をしたときは、速やかに管理統制課長に報告するとともに出場各隊に周知するものとする。

（再出火防止）

第 40 条 指揮本部長は、再出火防止のため消防隊による残火処理基準（別表第 3）に基づき残火処理チェックカード（様式第 1 号）により点検し、適切な処置を行い、火災の対象物の関係者に対しては、説示書（様式第 2 号）により監視、警戒等の協力を求めるも

のとする。

(事故防止)

第 41 条 出場消防隊の指揮者は、消防活動中隊員及び消防機械器具に事故が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに直ちに指揮本部長に報告しなければならない。

(焼死体発見時の措置)

第 42 条 指揮本部長は、火災現場において焼死体を発見したときは、直ちに管理統制課長に報告するとともに警察官又は監視員が到着するまで現場保存に努めなければならない。

(放火等の措置)

第 43 条 指揮本部長は、放火又は放火の疑いがあると認めるときは、直ちに管理統制課長に報告するとともに、その現場を保存し、警察に協力するものとする。

(現場引揚げ)

第 44 条 出場消防隊の火災現場等からの引揚げは、指揮本部長の指示によるものとする。

(引揚げ後の処置)

第 45 条 出場消防隊の指揮者は、署所に引揚げ後直ちに筑西広域市町村圏事務組合消防本部機械器具管理取扱規程（平成 11 年消本訓令第 25 号。以下「機械器具管理取扱規程」という。）に定めるところにより、使用後点検を行うとともに異常の有無を確認し、出場態勢を整えなければならない。

(出場後の編成等)

第 46 条 消防署長は、消防隊の出場後残留する職員又は第 50 条の規定による非番召集により参集した職員を編成し、後発する災害等に備えることができる。

第 7 章 消防活動効果の評定、検討及び研究会

(効果評定及び検討)

第 47 条 消防長は、災害等について消防活動の実態を把握し、警防技術の向上に資するため消防活動効果の評定をしなければならない。

2 消防長及び消防署長は、筑西広域市町村圏事務組合消防本部災害活動等に関する検討会要綱（平成 11 年消本訓令第 20 号）により消防活動に関する検討会を開き将来の警防施策に資さなければならない。

(講評)

第 48 条 消防長は、消防署長に対して災害等の指揮について必要があると認めるときは、講評するものとする。

(研究会)

第 49 条 消防長又は消防署長は、特異な災害等の事例若しくは実験研究結果等を素材として研究会を開き、警防技術の向上、効果的な訓練方法の開発及び資器材の活用技術の向上を図るものとする。

第 8 章 非番召集

(非番員の召集)

第 50 条 消防長又は消防署長は、災害等による出場で隊員を増強する必要を認めるときは、筑西広域市町村圏事務組合消防本部非番召集規程（平成 11 年消本訓令第 28 号。）により職員を召集し、勤務に服させることができる。

第 9 章 報告

(警防計画の報告)

第 51 条 管理統制課長及び消防署長は、第 12 条及び第 13 条に規定する警防計画を作成したときは消防長に報告するものとする。

(災害等の報告)

第 52 条 災害等の発生地を管轄する消防署長は、消防活動の状況等を次に定めるところにより消防長に報告するものとする。

- (1) 火災による出場 火災活動報告書（様式第 3 号）及び火災防御報告書（様式第 4 号）
- (2) 救助による出場 救助活動報告書（様式第 5 号及び第 5 号の 2）
- (3) その他の災害による出場 災害活動報告書（様式第 6 号及び第 6 号の 2）

第 10 章 雑則

（消防団との連絡協調）

第 53 条 消防署長は、当該管轄区域の消防団長、副団長その他の消防団員との連絡協調をはかり、災害警備の万全を期さなければならない。

（関係機関との連絡）

第 54 条 消防長又は消防署長は、消防活動に関係のある警察、水道、電気、ガス、道路等の管理者その他の関係機関と連絡を密にし、消防体制の万全を期さなければならない。

（細則）

第 55 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、11 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 筑西広域市町村圏事務組合消防の警防に関する規程（平成 8 年消本訓令第 7 号）は廃止する。

附 則（平成 16 年 3 月 1 日消本訓令第 2 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 14 日消本訓令第 7 号）

この訓令は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 15 日消本訓令第 3 号）

この訓令は平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 17 日消本訓令第 4 号）

この訓令は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

災害対策本部任務分担表

| | | 班名 | 班 長 | 副 班 長 | 班 員 | 事 務 分 掌 |
|---------|----------|-------|--------|----------|--------|--|
| 災害対策本部長 | 災害対策副本部長 | 総務班 | 総務課長 | 総務課長補佐 | 総務課員 | 1. 県及び各市町村との連絡調整に関する事。 2. 各班の運営及び連絡調整に関する事。 3. 物資の調達に関する事。 4. その他消防長から特に指示された事。 |
| | | 予防班 | 予防課長 | 予防課長補佐 | 予防課員 | 1. 災害に係わる緊急広報に関する事。 2. 災害に係わる一般広報に関する事。 3. 災害状況の撮影等に関する事。 4. 災害情報の記録整理に関する事。 5. 災害関係資料の作成に関する事。 6. その他消防長から特に指示された事。 |
| 消防長 | 消防次長 | 警防班 | 警防課長 | 警防課長補佐 | 警防課員 | 1. 災害対策本部の設置に関する事。 2. 救急救助に関する事。 3. その他消防長から特に指示された事。 |
| | | 管理統制班 | 管理統制課長 | 管理統制課長補佐 | 管理統制課員 | 1. 消防無線等通信施設の管理及び運用に関する事。 2. 防災関係機関から気象情報・電力情報その他災害情報の収集に関する事。 3. 水利統制に関する事。 4. 消防警戒区域に関する事。 5. 事案外事案に対する出場指令に関する事。 6. 待機召集に関する事。 7. 災害即報に関する事。 8. その他消防長から特に指示された事。 |

特異災害対応マニュアル

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

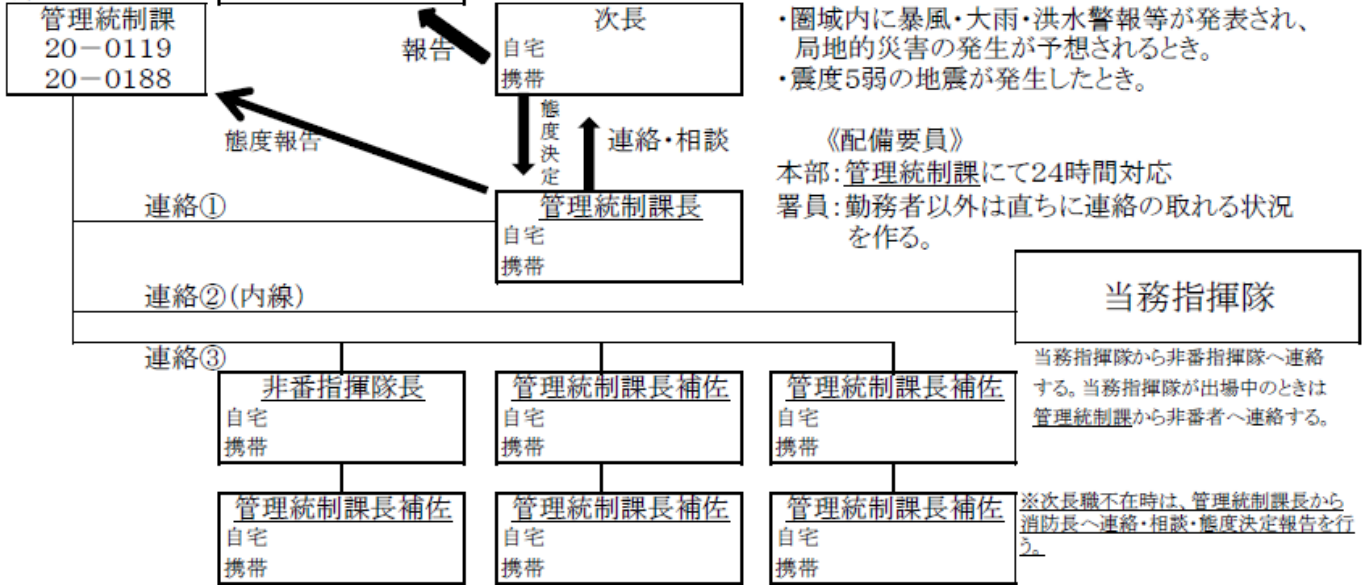
平成 29 年 4 月 1 日

| 区 分 | 消 防 本 部 内 体 制 | | | 災 害 対 策 本 部 |
|---|--|--|---|--|
| | 第 1 配 備 | 第 2 配 備 | 第 3 配 備 | |
| 状 況 | <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内に暴風・大雨・洪水警報等が発表され、局地的災害の発生が予想される時。 ・震度 5 弱の地震が発生したとき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内に特別警報が発表されたとき。 ・圏域内に局地的な災害が発生したとき。 ・圏域内市町村に災害対策本部が設置されたとき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内に大規模な災害が発生したとき。また、今後拡大する恐れがあるとき。 | <p>次の場合で消防長が災害対策本部の設置を認めたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①圏域内に暴風・大雨・洪水警報等が発表されたとき。 ②圏域内に大規模な地震・火災・その他大規模な事故等による災害が発生したとき。 |
| 態度の決定 | 管理統制課長が上申し消防長が決定する。 | | | 警防課長が上申し消防長が決定 |
| 配 備 要 員 | 消防本部職員 | <p>管理統制課に於いて対応。</p> <p>〔 課長 課長が指名した課員 〕</p> | 全職員により別表第 1 による班編成にて対応。 | |
| | 署 (分署) 員 | <p>通常時の部隊編成とし、勤務者以外の職員は直ちに連絡の取れる状況を作る。</p> | <p>所属長が必要により非番員を召集し部隊の増強を図る。通信手段が寸断され連絡不能の場合は、自己覚知した時点において所属署 (分署) に参集する。 ※交通手段が寸断された場合は最寄りの署とすることができる。</p> | <p>震災警防規程に準じ全職員にて対応。</p> |
| <p>特 記 事 項</p> <p>本部職員及び所属長は、あらゆる交通手段を駆使し、各所属に参集するものとする。</p> | | | | |

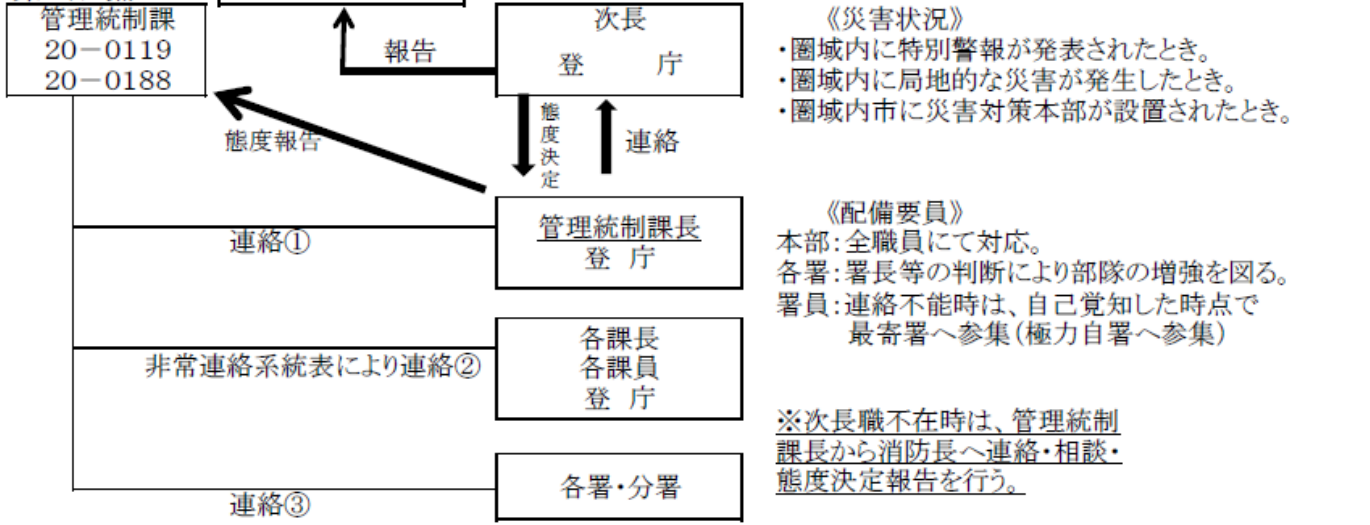
特異災害時連絡系統表(非番・休祝日・夜間)

平成 年 月 日

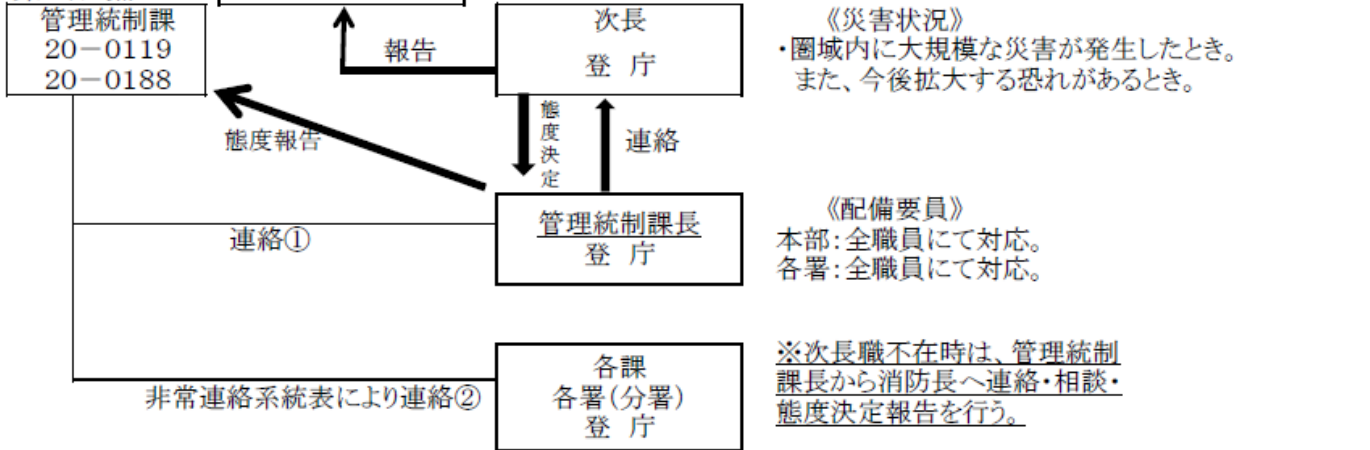
第1配備



第2配備



第3配備



消防隊による残火処理基準

| 区分 程度 | 区 分 | 場 所 | 点 検 要 領 |
|---------------------------|---|--|--|
| <p>Ⅰ ばや・部分焼等の火災建物</p> | <p>1 外見上、鎮火の確認が困難な部分</p> | <p>① 小屋裏、天井裏、床下及びダクト、パイプスペース等のたて穴</p> | <p>① 点検口（押入の天井部分）等から内部を視認する。 ② 天井、床、ダクト等の一部を破壊して確認する。</p> |
| | | <p>②モルタル壁等の二重壁内</p> | <p>① 変色部分等の表面を素手で触れて、温度を確かめる。</p> |
| | | <p>③ 暖房等の火気施設周囲の鉄板張内装裏面</p> | <p>② 小屋裏を点検して、火気及び煙の有無を視認する。 ③ 二重壁の一部を破壊して確認する。</p> |
| | | <p>④ 押入（天袋を含む。）、戸袋</p> | <p>内部を視認して、火気及び煙の有無を確かめる。</p> |
| | | <p>⑤ 瓦下地、畳の合わせ目</p> | <p>外部から視認して、火気及び煙の有無を確かめる。</p> |
| <p>Ⅱ 半焼以上等の</p> | <p>2 消火確認が困難なもの（無炎延焼又は深部火災になりやすいもの）</p> | <p>布団、マット、繊維類、紙、木材、木屑の類</p> | <p>水びたし状態であっても、水切れとともに深部に残った火種の延焼力が強まるので、着火したと思われるものは、屋外の安全な場所に搬出する。</p> |
| | <p>火種の残りやすい部分</p> | <p>① モルタル壁等の二重壁内 ② 柱、梁、合掌等のほぞ部分 ③ 焼き堆積物（前2に掲げるもの） ④ 強い放射熱を受けた隣接建物 ⑤ 風下建築物の飛火危険箇所</p> | <p>前1に準じて確認する。</p> |
| <p>備考</p> | <p>1 消防隊が、前Ⅰ及び前Ⅱについて点検する場合は、関係者の立会のもと実施するよう配慮する。 2 鎮火判定のため破壊によらなければ確認できない部分は、関係者の承認を得て必要最小限度の範囲で実施し未破壊部分について、特に監視、警戒するよう関係者に説示する。</p> | | |

残火処理チェックカード

| | | | | | |
|--------------|-----------------|---------|----------|-----------|-------|
| 火災番号 | | 鎮火決定者 | | 作成者 | |
| 残火処理の必要性 | 有 ・ 無 | | 残火処理終了日時 | 年 月 日 時 分 | |
| 処 理 対 象 物 | 名称 | | | 占有者等氏名 | |
| | 構造 | 木・防・簡・耐 | | 用途 | 処理階 階 |
| 番 号 | 点 検 箇 所 | | 点検結果 | 備 考 | |
| 1 | 屋 根 等 | | | | |
| 2 | 小 屋 裏 等 | | | | |
| 3 | 天 井 裏 等 | | | | |
| 4 | 壁 体 等 | | | | |
| 5 | 床 等 | | | | |
| 6 | 畳 等 | | | | |
| 7 | 柱 ・ 梁 等 | | | | |
| 8 | 押 入 ・ 戸 袋 等 | | | | |
| 9 | ダ ク ト 等 | | | | |
| 10 | パ イ プ ス ペ ー ス 等 | | | | |
| 11 | 火 気 施 設 等 | | | | |
| 12 | 布 団 ・ マ ッ ト 等 | | | | |
| 13 | 家 具 等 | | | | |
| 14 | ロ ッ カ ー 等 | | | | |
| 15 | 書 籍 等 | | | | |
| 16 | 繊 維 ・ 紙 ・ 木 材 等 | | | | |
| 17 | 焼 き 推 積 物 等 | | | | |
| 18 | そ の 他 | | | | |
| 立 会 者 | 氏 名 | | 区分 | 所・管・占・他 | |

- (注意)
- 1 点検し異常なしと判定した場合 ○
 - 2 点検の必要ないと判定した場合 ×
 - 3 点検箇所が存在しない場合 /
 - 4 チェックしたことに必要があれば別紙略図で説明を与えること。

説 示 書

| | | | | | |
|------------|--------------|------------|--|-----|------|
| 出火日時 | 年 月 日 時 分 ころ | | | | 火災番号 |
| 場 所 | | | | | No. |
| 被 交 付 者 | 所・管・占・他 | 受領者 氏 名 | | 交付者 | |

----- キリトリ線 -----

消防隊の現場引き揚げ後は、下記事項について特に配慮されるようご協力
願います。

記

- 1 消防隊は、可能な限り詳細に火災現場を点検し、鎮火と判断しました。
しかし、焼け跡及びその周辺は、通常の場合と異なり予見できない事由に
よる再出火等事故発生の危険がありますので、引き続き監視、警戒を行って
ください。
- 2 現場保存のため指定された区域内には、原則として立ち入らないでくださ
い。
ただし、緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、区域内に
立ち入って必要な措置を講じてください。
- 3 異常と思われる事象に気付かれたときは、下記の連絡先又は119番へ通
報してください。

連 絡 先

消防署（分署）Tel. _____

年 月 日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
消防署長

火災活動報告書

| | | | | | | | | |
|--------------------------|------------------------|-----------------|-------------------|----------|--------------------|-------------|---------------|------------------|
| 消 防 長 | | 様 | | 平成 年 月 日 | | | | |
| | | | | 消防署長 印 | | | | |
| 火 災 種 別 | | 構 造 | 階 層 | 出 火 場 所 | | | 火 災 番 号 | |
| 建 物 ・ 林 野 車 両 ・ そ の 他 | | 木造・防火 簡易・準耐火 | | | | | 所 轄 | 総 括 |
| 関 係 者 | 種 別 所有者・管理者・占有者・その他 | | | 業 態 | | | | |
| | 住 所 | | | | | | 電 話 番 号 | |
| | 職 業 | | 氏 名 | | 生年月日 年 月 日 (才) | | | |
| 出 火 日 時 | | 覚 知 日 時 | | 鎮 圧 日 時 | | 鎮 火 日 時 | | |
| 月 日 時 分頃 | | 月 日 時 分 | | 月 日 時 分 | | 月 日 時 分 | | |
| 気 象 状 況 | 天 気 | 風 向 | 風 速 | 温 度 | 湿 度 | 気 象 注 意 報 等 | 火 災 警 報 | |
| | | | m/s | ℃ | % | | 有・無 | |
| 出動区分 | 第 出 動 | | ポンプ車 | 両 | 消 防 団 等 関 係 | 出動人員 | 焼 損 棟 ・ 面 積 等 | |
| 出 動 人 員 | 当 番 員 | 人 | 水 槽 車 | 両 | | 人 | | m ³ |
| | 非 番 員 | 人 | 救 急 車 | 両 | | 出 動 車 両 | | m ³ |
| | | | そ の 他 | 両 | | 両 | | m ³ |
| | 計 | 人 | 計 | 両 | | (内火掛け) 両 | | 棟 m ³ |
| 消 防 活 動 状 況 | | | | | | | | |
| | 死 者 | 傷 者 | 死 傷 者 の 住 所 氏 名 等 | | | | | |
| | 男 人 | 男 人 | | | | | | |
| 死 傷 者 | 女 人 | 女 人 | | | | | | |

注：火掛かりした場合は、防ぎょ図を添付すること。

救 助 活 動 報 告 書

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|------|------|------|------|-----|------|------|--------------|------|------|------|--|
| 平成 年 月 日 消防長 印 | | | | | | | | | | | | |
| 事故種別 | | | | | | | | 発生日時 | | 活動番号 | | |
| | | | | | | | | 平成 年 月 日 () | | 所轄 | 総括 | |
| | | | | | | | | 時 分頃 | | | | |
| 火災 | 交通事故 | 水難事故 | 風水害等 | 機械事故 | 建物等 | 爆発 | その他 | 発生場所 | | | | |
| 気象 | 天気 | | 風向 | 風速 | 温度 | 湿度 | 降雨量 | 降雪量 | 観測場所 | | 観測時分 | |
| 状況 | | | | m/s | ℃ | % | mm | cm | | | : | |
| 事故の概要 | | | | | | | | | | | | |
| 事故に係る死傷者数 | | 死者 | 名 | 重症 | 名 | 中等症 | 名 | 軽症 | 名 | 計名 | | |
| 救助活動の概要 | | | | | | | | | | | | |
| 隊名 | | 車両種別 | 人員 | 出動時分 | 距離 | 現着時分 | 救助完了 | 所要時分 | 帰署時分 | | | |
| | | | | 時分 | km | 時分 | 時分 | | 時分 | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 救助人員 | | | 救助人員 | | | 左の内訳 | | | | | | |
| 及び | | | 男 | 女 | 計 | 死者 | 重症 | 中等症 | 軽傷 | 計 | | |
| 死傷程度 | | | | | | | | | | | | |

注： 活動図及び写真等を添付すること。

様式第5号の2 (第52条関係)

| 救助活動の状況 | | | | 発生場所 | | 活動 | 人員 | |
|--------------------------------|-----------|--------|------|----------------|----------|--------|-----------|--|
| 救出者搬送人員 | 搬送車両別 | | 搬送人員 | 発生場所別活動人員・搬送人員 | 屋内 | 住居 | | |
| | 救急自動車 | | | | | その他の屋内 | | |
| | その他の車両 | | | | 屋外 | 道路 | 高速自動車道・国道 | |
| | 消防機関以外の車両 | | | | | | その他の道路 | |
| | 計 | | | | 河川・湖沼 | | | |
| 区分 | | 出動 | 活動 | その他の屋外 | | | | |
| 出動人員及び活動人員 | 消防機関 | 特別救助隊員 | | 出動車両・活動車両 | 他 () | | | |
| | | 救急隊員 | | | 計 | | | |
| | | 指揮隊 | | | 車両種別 | 出動 | 活動 | |
| | | 消防隊員 | | | 救助工作車 | | | |
| | | 計 | | | 救急自動車 | | | |
| | 他機関 | ドクターヘリ | | | 消防ポンプ自動車 | | | |
| | | 警察 | | | その他の車両 | | | |
| | | | | | 救助艇 | | | |
| | | | 計 | | | | | |
| 材数 名 使用 資機 及び 個 | 資機材名 | 個数 | 資機材名 | 個数 | 資機材名 | 個数 | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 要救助者概要 | 住所 | 職業 | 氏名 | 年齢 | 性別 | 程度 | 収容医療機関名 | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 教訓 | | | | | | | | |
| 活動記録 作成年月日 | 平成 年 月 日 | 作成者 | 所属 | 階級 | 氏名 | 印 | | |

災 害 活 動 報 告 書

| | | | | | | | | | |
|------------------|-----------------|-----|----------------|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------------|---------------|
| 平成 年 月 日 | | | | | | | | | |
| 消 防 長 様 | | | | 消防署長 印 | | | | | |
| 発 生 場 所 | | | | | | | | 消防機関からの 距離 Km | |
| 関 係 者 | 住 所 電話番号 | | | | | | | | |
| | 職 業 | 氏 名 | | | 生年月日 (歳) | | | | |
| 発生日時 年 月 日 | | | | 時 分頃 | | | | 覚知時分 時 分 | |
| 事故種別 | | | | 出場種別 | | | | 覚知別 | |
| 気 象 状 況 | 天 気 | 風 向 | 風 速 m/s | 温 度 ℃ | 湿 度 % | 降 雨 量 mm | 降 雪 量 cm | 観測場所 | 観測時分 : |
| 発見者住所氏名及び発見通報状況 | | | | | | | | | |
| 到着時及び活動の状況 | | | | | | | | | |

注：火掛かりした場合は，防ぎよ図を添付すること。

様式第 6 号の 2 (第 52 条関係)

| 出場時分 時 分 | | 到着時分 時 分 | | 完了時分 時 分 | | 帰署時分 時 分 | | 出場 ~ 帰署 分 | | |
|--|---------|-------------|-------|-------------|------|-------------|---------|--------------|-----|-----|
| 救助 関係 | 死 者 | | 負 傷 者 | | 搬 送 | | 合 計 | | | |
| | 男 名 | 女 名 | 男 名 | 女 名 | 男 名 | 女 名 | 男 名 | 女 名 | | |
| 出 場 隊 | 小隊名 | 小隊長 | 1 番員 | 2 番員 | 3 番員 | 4 番員 | 機関員 | 計 | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | |
| 使用 資 機 材 名 及 び 個 数 | 資 器 材 名 | | 個数 | 資 器 材 名 | | 個数 | 資 器 材 名 | | 個数 | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 消 防 団 | 団 名 | | 分 団 名 | | 出場人員 | | 出場台数 | | 備 考 | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 関 係 機 関 | | 車 両 | | 人 員 | | 関 係 機 関 | | 車 両 | | 人 員 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 災害活動記録 作成年月日 | | 年 月 日 | | 作成者 | | 所属 | | 階級 氏名 | | 印 |